

令和 8 年度富山県野生鳥獣保護管理検討委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 28 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 富山県農協会館 802 号室

3 出席者 大井徹委員長、青野洋徳委員、赤座久明委員、河島節郎委員、長谷川幹夫委員、東出大志委員、丸之内美恵子委員、山口拓志委員、山本茂行委員、和田直也委員
(委員名は五十音順)

4 議事概要

(1) 富山県ツキノワグマ管理計画の変更について（狩猟期間の延長）

(委員)

11 月 1 日から 11 月 15 日の間は木々の葉が残っており、猟銃による事故の発生を危惧している。富山県においては同時に始期・終期を延長するのではなく、始期の延長に関しては、実際に狩猟期間を延長した他県の数字を見てからでも遅くないと思う。

(委員)

狩猟期間延長にあたっては徹底した周知の努力が必要。また、延長によってどの程度の効果を期待しているのかということを示す必要がある。

捕獲頭数は、狩猟によるものよりも有害捕獲によるものが多い。延長によって狩猟頭数を増やしたいという意向があるのであれば、それを支える仕組み等を考えていくべきだと思うがどうか。

(事務局)

11 月前半に加え、3 月の後半であれば狩猟頭数の確保に一定の効果があるだろうとの意見をハンターから聞いている。ただし、その効果は山間部などの一部地域に限られるだろうと考えている。

延長の背景には、クマとの共生を実現するため、国と県が一定の捕獲数を継続的に確保・増加させる方針がある。現状では狩猟より有害捕獲による捕獲数が多いため、県は市町村と連携し、交付金を活用した檻の設置やハンターの確保など、有害鳥獣捕獲を強化する考えである。さらに、今年度実施した春クマ捕獲を含む指定管理鳥獣捕獲等事業や、次期管理計画の策定を通じて、一定の捕獲頭数を確保していく。

(委員)

環境省の個体数調査結果を踏まえ、昨年度の約 400 頭捕獲の効果を検証した上で、必要な捕獲圧を判断すべきである。狩猟期間を延長した他県の先行事例を参考にしつつも、富山県の豊凶調査等を活用した出没予測や今後の個体数の状況に基づき、必要な対応について考えるべき。

(委員)

ブナ科の豊凶性によるクマの出没状況を分析した結果、凶作年には耕作地や人工物周辺への出没が増加する地域が分かってきた。狩猟期間の延長による個体数調整だけでなく、被害発生が予想される地域を重点的に抽出し、対策を講じる必要がある。

(委員)

昨年度の大量出没を見るに、クマの行動パターンが変わったことは事実だと思う。山で食料を確保できないため人里に出てきたとの声があるが、それだけではないと思う。

狩猟期間の延長には賛成だが、安全対策を講じるとともに、他県の事例を検証し、継続的にフォローすべきである。

また、資料 2 ページの意見に「捕獲できるのは一部の地区や一部の人に限られる」とあるが、こういった意味合い、背景か説明して欲しい。

(事務局)

「捕獲できるのは一部の地区や一部の人に限られる」とは、クマの捕獲には専門的な技術や地域の地形・環境に関する知識が必要であり、特に冬期は経験のある地元ハンターでなければ狩猟が難しいだろうというご意見である。

(委員長)

狩猟による捕獲実績が少ないことから、狩猟期間の延長による捕獲頭数の増加の効果は限定的と考えられる。一方で、ハンターが山に入る機会を確保し、狩猟経験の蓄積につなげることに大きな意義があると思う。狩猟者の意欲や担い手を維持することが重要である。

11 月 1 日から 15 日までの延長については、富山県ではこの時期に青葉が残る時期と重なり、安全面で懸念がある。また、東北地方と富山県では自然条件が異なるため、東北地方で延長されていることを理由に、富山県でも同様に延長しても問題ないと判断するのは適切ではないと思う。

以上を踏まえ、狩猟期間の延長自体には賛成するが、終期のみの延長とすることが望ましいと考える。異議がなければ、後半部分のみの延長としたい。

(2) 富山県ニホンザル管理計画の変更について(加害レベルの見直し等)

(委員)

加害レベル 5 を新設し、全頭捕獲を実施しても、捕獲だけでは十分な効果は得られないと考える。被害金額の統計には家庭菜園の被害が含まれておらず、実際の被害状況や住民の心理的負担が適切に反映されていない。

被害対策が不十分なまま捕獲を進めても、農作物や耕作放棄地が残れば、サルが再び人里に出没する状況が繰り返される。捕獲以外の対策を十分に講じた上で、被害を抑える実効性のある取組を進めて欲しい。

また、全頭捕獲という表現についても、本当に現状で実現できるのか疑問がある。実現できなかった場合、言葉だけが先行し、「全頭捕獲が許可されているのになぜ捕獲できないのか」という批判が、市町や地元猟友会に向かうおそれがある。

目的は全頭捕獲ではなく、被害を抑えることである。そのため、「上限を設けない捕獲」という表現に改めるのがよいと考える。

(委員)

農作物被害は山際の地域で多く発生しており、家庭菜園も深刻な被害を受けている。住民の中には、被害が続くことで耕作意欲を失い、農耕地をそのままにしている人もいる。

全頭捕獲という言葉の影響力には基本的に賛成である。しかし、実際に全頭捕獲を実現する方法があるのかについては疑問がある。一方で、住民に納得してもらうためには、全頭捕獲を目指す姿勢を示して取り組む必要がある。

(委員)

サル対策は全頭捕獲だけでなく、捕獲後の個体数管理を含めた県全体の根本的な議論が必要である。生活環境被害の数値化や、レベル制度の用語・判断基準の統一も求められる。

また、「全頭捕獲」ではなく、実態に即した「群れの除去」などの表現に改めるべきである。

(委員)

加害レベル 5 の新設には、環境省を含む全国的な制度との整合性を図るという意味で賛成だが、判定基準の明確化やポイント制について、精査が必要である。

また、加害レベルに応じた捕獲方法については、群れを除去した後に別の群れが奥地から出てくる可能性など、デメリットや新たな課題も明記すべき。その上で、群れを除去した後に生じる課題に応じた対策を進めることを、計画に明確に記載する必要がある。

さらに、表 6 にある「モニタリングを実施せず、捕獲の成果が得られなかった場合」について、具体的にどのような対応を行うのか確認したい。

(事務局)

環境省の考え方では、群れ全体の規模や状況を把握するため、原則としてモニタリングを先に実施する必要がある。ただし、被害が発生している場合は、被害軽減を優先して捕獲を先行することも認められる。

その場合でも、群れがどの程度除去されたのか、個体が残っていないかを確認する指標を設け、捕獲後の効果を検証することが重要である。捕獲結果を報告して終了するのではなく、その後も継続的にモニタリングを行い、群れの規模や出没状況を把握する必要がある。こうした結果を踏まえ、必要に応じて対策を再検討し、改善につなげる運用が求められる。

(委員)

サル被害が増加しているかを把握するため、市町村に寄せられた相談・苦情件数を活用できるのではないか。

また、図表の番号にいくつか誤りがあるため修正が必要。

(事務局)

現在も相談件数の統計はあるが、市町ごとの集計方法や担当者による取りまとめにばらつきがあり、データの信頼性や比較可能性に課題がある。

図表番号については修正する。

(委員長)

今後の修正事項として、現在の農業被害に加え、生活環境被害ともいえる被害が生じている状況を記載する必要がある。また、「群れ捕獲」などの用語については、実態に即した表現となるよう見直す必要がある。

本日の意見を踏まえ、事務局と協議して資料の文章や構成を修正し、改めて委員に確認してもらった上で最終案を作成するということとしたい。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画の策定について(ツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ、カモシカ)

今年度、策定作業が必要なツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ、カモシカ管理計画について、事務局より、現行管理計画の概要や主な検討課題、スケジュール等について説明を行ったのち、意見や情報の交換を行った。